国際的な議論等諸外国の動向

平成30年7月5日 人間中心のAI社会原則検討会議 事務局

OECD閣僚理事会(2018年5月)

【概要】

- 日程:2018年5月30日(水)~31日(木) 議長国:仏国、副議長国:ラトビア、ニュージーランド
- 「より責任ある、効果的で、包摂的な成果を得るための多国間経済主義のテコ入れ」をテーマに議論。
- 閣僚理事会の成果文書として、日本の主張がしっかりと反映された「議長声明」が発出。

議長声明において、本年11月に取りまとめ予定の報告書 について、OECDに対し、人工知能(AI)の 開発及び倫理的な活用を支える、あり得べき原則に関するマルチステークホルダーによる議論を追求することを要請。

(英文)

In light of the incoming November report, they urge the OECD to pursue <u>multistakeholder discussions on the possible development of principles</u> that should underpin <u>the development and ethical application of artificial intelligence</u> in the service of people.

OECD/CDEP(デジタル経済政策委員会)が作成するAIに関する分析レポートを指し、本年 5 月のCDEP会合においてドラフト版が提示され、本年11月のCDEP会合において最終版が報告される予定。

(参考) 昨年の閣僚声明(AI部分)

我々は、OECDに対し、あらゆる分野におけるデジタル転換と、デジタル貿易を含めたその影響についての計測及び更なる分析を進めるよう要請するとともに、科学や技術革新を、特にビッグデータ及びAIについて、包摂的な成長と幸福にむけて活用するための更なる作業を行うことを要請する。

G 7 シャルルボワ・サミット(2018年6月)

G7シャルルボワ・サミット(平成30年6月8日~9日、カナダ・シャルルボワ)

【概要】

- 世界経済や貿易を中心に、人口減少、少子高齢化、AI等の技術の進展の新しい時代背景のもとで、どのように持続的な成長をしていくのか、また、AI、デジタル化、ビッグデータ等の技術の発展をどのように活用していくのか等の議論が行われた。
- 採択された首脳合意文書では、独立文書「AIの未来のためのシャルルボワ共通ビジョン」を支持することを表明。
- 独立文書「AIの未来のためのシャルルボワ共通ビジョン」では、マルチステークホルダー及び人間中心のビジョンを確認するとともに、全12の項目にコミットすることを確認。

独立文書 人工知能の未来のためのシャルルボワ共通ビジョン(抜粋)

経済成長、社会的信用、ジェンダー平等及び包摂性を促進するAIは、2018年のAIに関するG7モントリオール大臣声明で示されたイノベーションを促進する予測可能で安定した政策環境及び2017年のG7 ICT・産業大臣会合のトリノ宣言により示されたマルチステークホルダー及び人間中心のビジョンによっている。

我々G7首脳は、以下にコミットする。

- 1. 人間中心のAI及びAIの商業的普及を促進し、引き続き適切な技術的、倫理的及び技術中立的なアプローチを前進させる ための努力を行う。
- 2.新たな技術への市民の信頼を生み出すAIの研究開発への投資を促進する。
- 3. 生涯学習、教育、訓練及び技能再教育を支持する。
- 4. 女性、少数派の人々及び疎外された個人を支援し、関与させる。
- 5.様々なステークホルダーによる対話を促進する。
- 6.安全性及び透明性を促進する。
- 7. 中小企業及び非技術的セクター企業によるAIアプリケーションの使用を促進する。
- 8. 労働市場政策、従事員育成及び技能再教育プログラムを促進する。
- g. AI技術及びイノベーションへの投資を奨励する。
- 10. デジタル・セキュリティを向上するための産業主導のものを含むイニシアティブを奨励する。
- 11. プライバシー並びに個人データの保護のための適用可能な枠組みを尊重し、促進することを確保する。
- 12. 不当なデータのローカライゼーションに関する要求及びソース・コードの開示といった差別的な貿易慣行に対応し、情報の 自由な流通を含む、AIイノベーションのためのオープンで公正な市場環境を支持する。

海外における主な議論

英国デジタル·文化·メディア·スポーツ省 デジタル倫理イノベーションセンターに関する公開諮問開始 【2018年(平成30年)6月13日】

英国デジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS)は、「デジタル倫理イノベーションセンター(前回分科会で言及)」の役割・活動内容・運営方法に関する素案を示した上で、公開諮問を開始(2018年9月5日まで)。 素案では、同センターに対し、安全かつ倫理的なイノベーション遂行のために必要となる措置を政府に提言する明確かつユニークな役割を持たせること、倫理的かつ革新的なデータとAIの使用を妨げる可能性のある規制・ガバナンスによるギャップを同定するための最新研究およびエビデンスデータをフォローさせること、データの使用に対する障壁に対処するために必要となる政策・規制措置を同定・公表・提言させること、(センターに)法的権限を与えること等に言及。

欧州委員会 AI**に関するハイレベル専門家グループメンバーを**52**名選出**、「European AI Alliance」設立 【2018年(平成30年)6月14日】

欧州委員会はAI**に関するハイレベル専門家グループ(**HLG-AI**)のメンバーとして、産業界、学術界、市民団体 の代表からなる**52**名を選出。**HLG-AIはAIに関する中長期の課題に対応していくための勧告を行うとともに、倫理 ガイドライン案の策定を行っていく予定。第一回会合は6月27日に開催(予定)。

倫理ガイドライン案は公平性、安全性、透明性、将来の仕事に加え、プライバシー、個人情報保護、尊厳、消費者保護、無差別等基本的人権への影響を幅広くカバーする予定。2018年末までに完成させ、2019年初頭公表予定。同日、「European Al Alliance」があわせて設立され、そのためのプラットフォーム(Webサイトなど)も公開。 HLG-Alは「European Al Alliance」を通じたステークホルダーとのコミュニティ活動をあわせてサポートしていく予定。

ユネスコ事務局長 ユネスコとして人工知能の倫理的側面への積極的寄与の必要性を強調

【2018年(平成30年)6月11日】

2018年6月11日、パリのユネスコ本部において、当地ブラジル代表部及びトルコ代表部が共催で、AIに関するセミナーを開催。

同セミナーの開会宣言においてオードレ・アズレ事務局長は、ユネスコが教育、文化、科学などの組織においてAIに関する技術の使用に直接関与していることからも、**人工知能の倫理的側面に積極的に取り組んでいく必要性を強調**。

海外における主な議論

ISO/IEC JTC1 AIに関する分科委員会SC42の設立を決定

【2017年(平成29年) 10月】

技術標準化委員会ISO/IEC JTC1は、同委員会内でのAIに関連する標準化の推進・集約および、各分科委員会へのガイドを行っていくことを射程とした分科委員会SC42を設立することを2017年10月の全体会合で決議。 SC42では最初の作業アイテムとして、AIに関する概念や用語の定義、システムのフレームワークの整理を予定。

シンガポール情報通信メディア開発庁 AIに関するガバナンスと倫理を議論していくための計画公表

【2018年(平成30年)6月5日】

シンガポールにおいてデジタルトランスフォーメーションを担当する**情報通信メディア開発庁** (IMDA) **はAIに関するガ バナンスと倫理を議論していくための計画を公表**。

AIによる便益の認識とともに倫理的・法的問題への認識を促すため、政府、産業界、学術界、消費者などの主要なステークホルダーが共同で検討を推進する予定。

上記検討のために、3つの新たなイニシアチブ(AIとデータの倫理的利用に関する諮問委員会、AIの責任ある開発と採択についてシンガポール個人情報保護委員会(PDPC)が発表したディスカッションペーパー、ガバナンスに関する5年間の研究プログラム)を相互連携させる予定。

ゲーゲル「Al at Google: our principle」を公表

【2018年(平成30年)6月7日】

グーグルは、AI**の利用に関する問題を提起していくために、社会有益性、不公平なバイアスの発生・助長の防止、**安全性確保を念頭に置いた開発と試験、アカウンタビリティ、プライバシーデザイン原則の適用、科学的卓越性の探求、これらの基本理念に沿った利用への技術提供に渡る**フ項目の基本方針を提示**。

加えて、有害な技術、危害を与える技術、規範に反する技術、国際法の理念や人権に反する用途のための技術等の分野においてはAIの設計及び提供を行わないことを宣言。